

第9回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】 2015年12月18日（金） 10:00～12:00

【会場】 大阪赤十字会館3階302会議室

【出席委員】

嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 幹事
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
酒井 政夫	大阪興行協会 常務理事・事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
高田 秀世	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
田中 直人（部会長）	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
矢野 等	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長

○建築企画課長

おはようございます。本日は年度末の忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。先月の27日に、第8回部会を開催させていただきまして皆様から貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございます。前回いただいたご意見、そしてそのいただいたご意見の対応案をご説明をさせていただきます。そして本日部会としての案を固めていただきまして、「パブリックコメント」を受けて3月末に公表というスケジュールを考えております。本日も、委員各位から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

○部会長

みなさんおはようございます。今年もあとわずかになりましたけどもどうぞよろしく願いいたします。先月末に第8回開催させていただきましたけれども、今日は第9回ということで皆さんどうぞよろしく願いします。それでは、次第にそって進めてまいりたいと思いますが、まず最初に、(1)の「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案)について」ということで進めて生きたいと思えます。その前に来月以降パブリックコメントということでやってまいりますが、スケジュールについてですね、内容の説明をお願いしたいと思えます。

○府よりガイドラインのスケジュールについて説明。(資料1)

○委員

ガイドラインのスケジュールは今お聞きしたんですけれども、特に今回のガイドラインのようなもの場合、各建築業界においてパブリックコメントが出ていますよということを、他の事業者さんとか団体さんにメールで流せるような、府から発信していただけるようなことはありますでしょうか。色んな団体がありますし。その辺をお聞きしたいなど。

○事務局

ただいま委員の方からパブリックコメントの内容もさることながら、周知の方法についてということでございます。これにつきましては大阪府としても要綱を定めておりまして、その一般の府民の皆様はもとより、内容に関係する皆様には周知に努めることという風にはされております。その手段は中身によって千差万別になると思えますので、今お示しのように、設計者さん、事業者さんの団体につきましてはわたくしどもからも、各種協会さん、委員の皆様方にもお力も少しお貸しいただかなければならないところもあるかもしれませんが、できるだけお手をわずらわせないような形で、今おっしゃっていただいたようにメールでその内容と、ここにこんな風に載っていますよという概要というものをお示しできるように、そして中身を開くと分かっていたできるように、できるだけ努めたいと思っております。委員の皆様にも各ご所属の皆様方にご周知いただけるように思っておりますので。また先にはなりますけれども、ご協力をいただきたいと思っております。以上です。

○府よりガイドラインについて説明。(資料2～4)

○部会長

はい、どうもありがとうございました。事務局から説明いただきました内容が多岐に渡りますので確認していきたいんですけれども。まず資料の方ですね、まず【資料2】ガイドライン(案)の構成に関してご意見がありましたらお願いします。構成のところですか。よろしいでしょうか。

○委員

資料3の対応(案)の1ページの(1)第8回部会での意見に対する対応(案)ということで、右のところの対応(案)の表現なんですけど、はじめに、最後の文章うんぬんと書いてありまして、見直しを行うにあたってはを、今後とも引き続きガイドラインをよりよいものにするための、とこう書いておられるんですけど、それをこれを資料4の修正案のはじめにの一番下のところですね、また今後とも福祉のまちづくりのためにうんぬんと書いておられるのですが、これ修正しましたというのと、ここに書いておられるのと違うんですけど。表現してあるんですけどどうですか。

○事務局

事務局でございます。本当に申し訳ございません。今ご指摘いただきました、「はじめに」のところ、資料4で書かせていただいていたものが我々の最終案でございまして、資料3の2のところで書かせていただいているのがちょっと古い時点でございました。恐縮でございます。改めてここをご確認いただきますと、点字資料では序章の3ページの4行目からになります。また今後とも福祉のまちづくりを推進のため府民の生活と密着した内容となるよう、本ガイドラインの充実を図ってまいりますので、これまでと同様、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします、とさせていただきます。

○部会長

よろしいでしょうか。ただいま資料3のほうでご質問いただいたので、戻りますけれども資料2の構成についてはよろしいでしょうか。それでは資料3及び資料4についてご意見うかがいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

まずはじめですね、今回勉強会含めて、たくさん意見を聴取、私たちの団体含めていただいたこと、その時間を取っていただいたこと、各委員の方、そして事務局の方にお礼を申し上げたいと思います。またこれからもこの感じで続けていただきたいと思います。で、ですね今回このことで3つ、お伝えしたことがあります。まず一つ目、先ほどご指摘ありましたが、資料4の部分が正版だという形でご説明いただきました。意見としてこちらからも出させていただいたのはやっぱり、スパイラルアップという風なところをどういう風にこれでもと、ガイドラインでもしていただきたいと思いましたので、これが最終正版ということですが、せめて府民の生活と密着した内容となるよう引き続き本ガイドラインの充実を図ってまいりますというように、今後も続けていくということをはっきりさせるという意味でも、その一言でも入れていただければと。まあこれが1つの意見です。それからめくって頂きまして、資料3のほうで言いますと12月4日までにいただいたと書かれているところの、2つ障大連のほうから出させていただいた意見です。15番のほうの、事業者の判断ということなんですけど、まあ確かに現段階ではこうかもしれませんが、今後差別解消法も施行されてそれぞれの守備範囲というものがどうなっていくかということには、もちろん関係してくると思うんですけども、その辺も目配りしながら、また必要に応じてここでも検討していくという風な形で備えていただきたいと。まあこの回答はこれで仕方がないのかなって思うんですけど。そういう感じでまあ知らないよということではなくて、また必要に応じて検討していくという意味でということかなと思うんで。ちょっとそこだけ、確認入れさせて頂ければという風に思います。それからこれもちょっと伝わりが悪かったのかなと思うんですけど、16番のところです。ちょっと説明も不十分であったかと思えます。対応(案)のところ、で書かれているところで、私たちの方でも否定するものではありません。いわゆる複数エレベ-

ターがある場合、車いす専用とされている、車いすマークが付いているエレベーターは、他のエレベーターが来ても階のマークの上とか下とか光が消えずにエレベーターは必ず来るということですよ。それについては必ず必要な分だろうという風に思います。ただし、たくさんある場合、それ以外エレベーターにも乗りたい、もしくは乗れるようにしてほしいということがあられるわけです。で、ここの2つ目の4ページの説明にもありますように、車いす使用者が集中することが想定されるうんぬんとあります。もちろんかこの大きさとかも考えて頂きたいんですが、それと共に、やっぱり乗れる方は違うエレベーターにもやっぱり乗れるっていう風なことにして頂くのがいいのかなっていう風に思うわけです。今回ちょっと説明不足もありましたので、写真主体の資料で申し訳ないんですが、色刷りにさしてもらった写真を出させてもらってます。大きく2つエレベーターボタンに関してということで、上があるホテルの例、下がスーパーの例です。上のホテルの例は写真がいくつか並んでますが、4台エレベーターホールにエレベーターが並んでいるっていう写真がある。で、それ以外ほかこの中に左右にボタンがあるとか、そういう写真が並んでるわけですが、1番注目していただきたいのはこの最初の4台あるエレベーターの部分です。で、このエレベーターで言うと、1番右側の部分が車いすマークが付いてて、ここは押したら必ず停まるというエレベーターになります。けれどもじゃあ他の所はどうなっているかと言うと、ボタンの高さですね、別にわざわざ上になってなくて、車いすの方が押すボタンと同じ高さになっているわけです。こうすることによっていわゆるこうちょっと動きやすいって言いますかね、じっとそこで待ってないといけないって方はもちろんこの車いすマークの所で待っていただく。けれどもわりと小回りが利く方とか、普通の人と同じようにどこのエレベーターにも乗れるよっていう方はどこのエレベーターでも、速く来たやつに乗りたいって方もいらっしゃる。ボタンの位置を上をやると、押しにくい、押せない方がいる。なので高さを車いすボタンと同じ位置に揃えてくれたらいいのではないかと。あの乗れる人は左側のボタンでも押すでしょうし、まあ右側の車いすの必ず来るというのに乗りたい人はそれに乗ればいいたろうし。つまりこの高さがないことによって、他の3台に乗れないということが、アクセスできないということがあるのではないかと。これがやっぱり下げしてほしいところのことです。それが私たちが言ってるボタンの高さというのがこういう意味で、車いすマークが付いている必ず停まるエレベーターっていうのを否定しているわけではないんです。他のエレベーターにも乗れる人はそこに乗れるようにしてほしい、すなわちボタンの高さをもう少し低い、一般用ボタンをもう少し低い位置にほしいということで、意見として出させていただいているところです。で、その下の次のスーパーの部分の写真なんですが、表示が分かりやすいとか、真ん中の細長い写真は車いすマークが見えにくいんですが、右側の隅に黒く浮き出してる所があるとか、1番大切な右側のエレベーターが2つ並んでる写真。これも良く見ると、真ん中に車いす用ボタンっていうのが、分けてないで2つ共用になっているわけです。これについては、4ページの標準の解説ではうんぬんっていうところで、特定のエレベーター、隣接するエレベーター2台を車いす専用エレベーターとしたのはうんぬんっていうところの、ここは2台並べた部分、真ん中であれば別にどちらかに限定せずに、このぐらいの距離だったらどちらでも乗れますので、こういう風にしたらいいだろうという形でもらってるのかなと。これもですね、こういう例があるということをやったりどこかに示していただきたいっていうのが私たちの意見でして、具体的に言いますと41ページの図のほうで、2台以上の場合の設計例っていうのがあります。こことかは3台エレベーターが並んでいるっていう図が描かれてるわけですが、1番右側が車いすの対応エレベーター、でそれ以外一般エレベーターが並んでるんですが、その時に一般エレベーターのボタンの位置が非常に中途半端。1番右に比べると真ん中が。まあまあできたらこれをちょっと下のほうに持って行ってですね、車いすの方でもいわゆる一般エレベーターに乗る方ということで、まあそういうところにボタンを下げた押しってもらうような所につけるのはぜひどこかに記載していただきたいなって思いま

す。私が思うのは車いすに乗ってる方がいわゆる車いす対応のエレベーターしかボタンが届かないってのはやはりアクセスの制限にあたるのではないかということで、まあその辺を誤解のないようにといいますか、業者の方にも伝わるような形でどこかに記載していただきたいと思うところです。以上です。

○部会長

ありがとうございました。あの今お話いただいたエレベーターのところなんですけれども、絵のところですね。イオングループさんにつきましては、色々アドバイスする形でガイドラインの形を取らせていただいて、現在それを運用していただいております。まあそれは非公開なんですけれども。そういう考え方で標準化することが、一般のお客さんにとってルールとして理解できるということにつながっていると思いますので、まあそういった意味で良い事例ではないかなと。まあそういうことも含めて、このガイドラインにおいてもどこまでが標準化されているか、常識になっているかという、まあ特殊なものでなくて、一般的なもので分かりやすく図としてぜひしていただけたらと思います。例えば今 41 ページの図の中はまさに標準的にとられがちなので、左側のエレベーターを一般用の真ん中に置くという考え方と、右側とセットに考えた場合ちょっと異質な感じがするので、その辺りを整理していただくとより良いなと思いました。よろしくおねがいします。コメントです。今の西尾委員からの意見に対して事務局から何かありますか。

○事務局

事務局でございます。画一的に業界の標準を読み込むのではなくて、まあ色んな考え方があるということは、何らかの形で記載をするべきかなとは思っていますので、ちょっと基準そのものが求めている所と実際の利用が混乱することが無いような視点でもってちょっとこの 41 ページの図も含めて検討させていただいた上で、整理をさせていただきたいと思います。

○委員

今の委員の前回からのお話と改めて資料を見せていただいて、改めて思ったんですけれども、この公共で使うときに車いす対応のエレベーターともう一つ場面としましたら、共同住宅における車いす対応のエレベーターのあり方というのが少し違うかなと思います。それで何よりも府民の方に車いすのマークが付いているエレベーターとそうでないエレベーターが機能的にどう違うのかというご説明が抜けていたなという風に思いました。共同住宅におきましては、高齢化が進んでいるので、車いすに限らず、杖とか不安定な方ですね、エレベーターが来てすぐに乗れない、すぐにこちらが来たからといって移動できないので、車いす対応の方でずっと待っておられるお年寄りっていうのを昨今よくお聞きします。それから車いす対応のエレベーターの場合、扉の開閉の時間が通常と違っていたり、オフィスではそれらのスピードが違っていたりということもあってやさしいエレベーターという形になっているかと思えます。いわゆるユニバーサルのような形に。それっていうのを、これに乗るとどう違うのかというのが書いていただくように設計者のほうではお願いしているんですが、これを押すとゆっくり閉まりますよとか、それを個別で書いているんですけれども、そういう説明が必要だったなと思いました。よくゆっくり閉まってゆっくり開くので、誰が押したんやっていう風な会話がお昼休みに聞こえていたり、ということがあるのでその説明が必要かなと。府民の方に改めてご理解いただきたいなと。

○部会長

はい、ありがとうございます。設置された設備の意味が利用者に分からないものが結構あって、今のことでちょっとあの身近な例。よく早く行きたい場合にエレベーターのボタン全部押してし

まって、障がい者のマークついてるやつも押してしまって、結局2台とも来て片方しか乗らないってことをやってる例が実に多くあるんじゃないかなと。要はそのマークの意味とか標準化されたルールが全然理解されていなくて、非常に不合理な状況がかえって生まれているということもありますので、なんかそのあたりのPR、このガイドラインに書くかは別としまして、理解を深めるような施策というか活動が必要じゃないかなと思いますね。ありがとうございます。事務局何かありますか。

○事務局

ありがとうございます。事務局です。エレベーターのボタンの車いす用のマークが張られているのは移動の円滑化の措置が取られた、法律とか条令の基準を満たしているものですよとは言いつつ、じゃあどういふところまで求めているかっていうと、戸の開閉時間を長くするとかですね。そういったところまでは、寸法とか大義的なものは当然なんですけれども、スピードとかそういった運用のところまではしばっていないところまでございまして。それを補完するものとしてが業界さんが定めていらっしゃるJIS規格みたいなものがあるって、それを押すと開閉時間が長くなったり、運用も含めて望ましいとされていると理解しています。ですので、その施設のご利用者がどんな方か、高齢者が多い共同住宅と、色んな方がお使いになる物販かっていうのはやはり性質が異なってくると思いますので、エレベーターの本数とかその流れを計算する手法も確かあったと思うんですが、使用する方のことをよくお考えいただいて性能をこの建物のエレベーターに求めるべきだっていうのを設計していただけるのが1番ベストなものかと思っています。エレベーターのところなどでも、施設の状況に応じて、まあ先ほど説明しましたように書いているところもありますので、ちょっとそれでは足りないというご指摘もあるかもしれないんですが、画一的な運用だけではなくて、施設をご利用される方がどんな方っていうことも踏まえて設計していただけるように、このガイドラインを踏まえてこう周知を、まず啓発していければなと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。他にご意見ございますか。

○委員

大きな所で1つと小さい所で2つ申し上げます。まず表紙なんですけれども、これだと車いすだけというイメージが出て、ユニバーサル、色んな方に対してへのガイドラインであるというイメージがちょっと出てないんじゃないかなと。色んな方のピクトサインを並べるとかですね。そういう感じのほうが良いんじゃないかなと思いました。皆さんどうでしょうか。デザインは色々あると思いますけれども、全ての方という趣旨が1番良いかなと、そうなるべきかなと。それが1点。それから用語集を付けていただいている非常にありがたいんですが、学会の監修のものから引いていただいているのではないかなと思うんですが、建築用語があまりにも難しい。例えばこの資料の132ページの照度を言いますと、面の光を受ける程度を示す測光量。受照面の単位面積当りの入射光束をいう。要はその面の明るさなんですけれども、これでは余計分かりにくい。注釈がまた3つか4つあるかなと思います。これに象徴するような形でお任せいたしますので、他の分野もあろうかと思いますが、また作業が。それからぱらぱらと見ますと、これも非常に細かい所なんですけれども、図の寸法線が若干ずれていたり、矢印で示しているのとそうでないのがあったり、作業があればお手伝いいたしますので、寸法線の指し示す所の正確さ、特に見ましたら、ボタンのこちらとこちらが違っていたりと同じように、示している部分が違う所が最終版で見られましたので、その修正ということであれば見ますので、見直しをしていただきたいなと思います。で、1番細かい所で、傾斜路の2ページの下から2つ目のところで、15

分の1とすることが望ましいとなっていますが、15分の1以下。これを見ながら設計する立場からしますと、15分の1っていわれますと15分の1にしなければならないという理解になって。この辺の所よろしく願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございました。今の数値の件は非常に大事なところですね。別に20分の1でもいいわけで。いいものを否定することになるので。

○事務局

分かりました。今の3点。事務局です。まず表紙なんですけれども、これは我々手作業でしたもので申し訳ございません。これは誘導ブロックが一応左右に、カラー刷りしたものではないのであれなんですけれども、のと車いすと、あと鳩のマークがこれ1番当初の条例のモチーフから来てましてね、これはちょっと鳩のマークは入れておくかなという所もあって。これもちょっとバランス欠かないように考えさせていただきたいかなと思います。ありがとうございます。用語集もですね、これ我々オリジナルでつくりたい思いもあるんですけれども、それ違うでしょっていうことも、逆にそれ崩しすぎじゃないのとか板ばさみになっているところもありまして、当たり前とも遠からずの所で本当に良いのかと。正確を期すためにはやっぱりどうすればいいのかなと、正直やっぱり難しいなあといいつつもこういう状況になっておりますので。正確に書く中でいわゆるどういうことであるということですね、そういうことも場合によっては考えたいなという風に思っております。ありがとうございます。それから寸法線とか以上、以下とか細かい表現のところを、すいませんこれ最終と言いつつちょっと見ておりません。そういう目でもって複数の目で見て、対応、修正させていただきたいと。場合によってはちょっとご指摘を賜ってご指導いただくところもあるかもわかりませんが、その節はよろしく願いします。

○部会長

はい、ありがとうございます。今の寸法線に絡んでなんですけれども、図の表現が明らかに違うような図が混じっているんですが、どうにかなりませんか。限りなく揃えて頂いた方が。まあワークの関係が、量が大変ありますので可能な範囲でよろしく願いします。最初の表紙ですけれども車いすのマークとるだけでもいいんじゃないんですかね。あえて車いす言わなくても、中身で嫌というほど出てきますし。

○事務局

ちょっとご意見いただいて、確認させていただきます。

○部会長

はい。他にございますか。

○西尾委員

はじめにのところの文章なんですけど、修正いただけるということでよろしいんですかね。ちょっとそこをコメントが。

○事務局

はい。引き続き。継続を意味をこめて引き続きやっていくというような形で書かせていただきますので。

○部会長

はい、ありがとうございました。他にございますか。

○委員

重箱の隅をつつくようで悪いんやけれども、84 ページのね、シャワールームか、滑りにくい仕上げって書いてあるけれども、直径が150センチメートルの円、これ縦に数字を入れるんじゃないかと横に書いてもいいんじゃないかなと感じました。なんかしょうもないことで。

○部会長

はい、大事なことだと思います。見やすく分かりやすく。

○事務局

事務局でございます。このポイントだけではなくて全て確認するようにいたします。申し訳ございません。

○委員

前回出席できなかったもので、前回議論されたかもしれないんですけども、構成に関わるんですけども序章-7に参考として障害者差別解消法の施行ということを入れられています。で、私は障害者差別解消法の施行ということ、参考という形ではなくて、イロハニホへときてますから、これと同じようにへの所に入れるのがいいかなと思うんですけども、そのようなきっちりした項目にしてはどうかと思います。これは障害者差別解消法の観点からは合理的配慮のための環境の整備をこれですてきたという形になると思います。実際に差別に関する話し合いがされたときに、この条例ガイドラインではどうしているだろうかとか、あるいは望ましい整備という形で出されているとか、参考になる整備という風なところが、その話し合いの中のやっぱり重要な位置になってくると思うんですね。そういう意味ではこの障害者差別解消法も施行されましたよと参考に記載しておきますよということではなくて、障害者差別解消法も踏まえながらこのガイドラインを活用していただくという意味にもなると思いますので、きっちりした項目にしてはどうかと思います。参考という形になりますと、読まれないといったことがあると思います。それは避けたいと思います。ご検討よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見について事務局いかがでしょうか。

○事務局

はい、事務局です。委員ご指摘の障害者差別解消法の関連でございます。中身はこういう関係で、両方の関係を基本方針などを参考に書かせてはいただいているんです。取組みといたしまして環境整備に努めるというのを今後も引き続き障害者差別解消ができてこれも引き続き、バリアフリー化の検討っていうのはハードソフトともに進めていくっていうことはこれまでに変わらずにやっていくということで。とりわけ解消法の切り口の中で、よりこれもできたということの中で、バリアフリー化の推進をさらに努めていくという観点を持ってやっていこうということで。具体的にはガイドラインの中でソフト施策の重要性なんかも書くことが大事であるっていうことなんかも書かせていただいているところになっております。具体的な取組みという所に収めるのがいいのかわかっていうのはちょっとございまして、引き続きやっていくことを示す

ために独立した形でとらせていただいたということになっております。まあ参考と書くのが。

○部会長

参考とすると付録みたいな感じがしますね。その他みたいな。ここは考え方の大事な部分ですから。

○委員

例えばですけれども、序章の誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点、その次に入れてはいかがでしょうか。A 多様な利用者に対する理解というのと、それから障害者差別解消法の施行っていうのをに入れて、ですからそれがBになって、それでC、Dとずれてきて、それをもとにまちづくりや建築物における配慮やデザインに進んでいくということではいかがでしょうか。

○事務局

事務局です。この部分についてはAのところの多様な利用者に対する理解というところで、ちょっと修文、多様な利用者の方が参加できるよう、ハードソフト両面から、この辺りがちょっと違う文章ですね、ちょっと理念的なものを少し、社会的障壁の除去っていうところの修文っていうところも含めてっていう中でこの文章にさせていただいているという。この文章の経過はそういうことなんですけれども。編成といたしまして、環境の整備ということをどのようにしていくかということの中で、差別解消の施行というのが、やや詳しくも言いたい中身の、これぐらいのボリュームとして言いたいことの中身もありましたものですから、この冒頭にもってくるといきなり感が出るかなということもありましたので、構成としては現在のこの位置に置かせていただいているということになっております。構成としてはそういう経過を踏まえております。

○部会長

まあ色々な観点を踏まえた現案になっていると思いますが、先ほどの委員からのご指摘の通り非常に大事なことで、再度事務局のサイドでご検討いただけませんか。今すぐにこれをするというのは難しいですからね。

○事務局

はい、またあのご意見いただいて考えさせていただきたいと思います。またご相談させていただきたいと思います。

○委員

ざっと見させていただきました。気が付いたことがあるんですけども、先ほどのお話の中で障害者差別解消法の理念、考え方に沿ってというお話がありました。私の立場で言いますと、耳が聞こえない人たちは手話は言語であるということで、手話をどんどん広めていきたいと思っております。それが基本にあります。まちづくりの下で考えてみますと、例えばこの前今まで要望してきました字幕が表示できるモニターを作ってほしいであるとか、テレビ映像が出るモニターなどもこちら載っていると思います。そのことはとても良いことだと思いますけれども、10年後のことを考えた場合、序章の10ページのところですが、聴覚、聴力障がいのことの説明がここに書かれていると思います。これはこれがかまわないと思うんですが、その続きで利用者の特性に応じた具体的な配慮として次の11ページから15ページまで載っていますよね。その13ページのところなんですけれども、図の1のところ。聞くことに対して困っている人、困っている人に対してというところ、この図を見ますと文字情報による呼び出し案内、緊急情報

の伝達の設備がここに書いてあります。もうひとつ筆談器具などの例も描いてあります。これに付け加えて映像モニターの絵を入れて、手話通訳が出てるような映像が出るようなモニターをここにに入れていただきたいと思います。まあ設計者がモニターを付けたら手話による映像が出るという方法、そういうのが分かると思うのでここにに入れて頂きたいと思います。これは聞くことによるということによれば一方通行ですよね。私たちもそれを見て話をされるだけでは一方通行になると思うので、その次伝えること、理解すること、困っている人に対してという次の所に出ていると思うんですけども、この中に手話ができるといいますか、手話で会話ができる人の準備、置くという意味なのか、ハードの面ではないんですけども、例えば受付、フロントの辺りでもし手話ができる人がそこにいたら、そのことが分かるような例を作るであるとか。私が言いたいことは、ハードの面っていうのは手話が出るモニターをつけるということ。そのことはいいことなんですけれども、ソフト面では手話のできる人を準備して対応できるようにするという方法がありますというのをやはり文章として載せていただきたいなという風に考えております。設計者の立場で言いますとモニターをつける、それで終わってしまうのではないかと思います。施設を運営する側としては色々な職員がいますので、その中で手話のできる人、通訳のできる人を置いて、その人がモニターに出ることもあれば、受付の対応をすることもできるようなそういう発想につないでいけるような、そういったはたらきかけがあるような図にしていきたいと思っております。

○事務局

今委員からいただいた、序章-13の図1のところでございますが、図1の元は冒頭の1ページのことでございます、Cの聞くことに困っている方ということを受けた解説になっています。この部分について章立てとしては大きく3、序章9ページの3施設の設計・計画にあたりということで、新たに作るという、まあ改修も含めですけど、そんなイメージで記載しております、聞くことに困っている方に対してはハードでは文字で表示が出て通常の情報等、緊急情報の伝達ができる。それから避難器具の設置ということページとしては書かせていただいているんですが、今ご指摘の手話の出るモニターの表記につきましては、これからそういう設備もでてきているということもございますので、なんらかの形でここにも入れていく風にさせていただきたいと思っております。ここにその手話ができる方という風にも記載を追加の方が有効だと思いますので大竹委員ご指摘の通り表現を追加させていただきたいと思っております。ちなみにということですがその序章の17ページ、4施設の管理・運営にあたりということも実はありまして、今先ほどまでの話は計画、作るときの話、次に4では施設の管理・運営、まあ常の管理・運営もということで、その中に同じく先ほどの図1を受けた図5として載せておりまして、C聞くことに困っている方、それを序章-18で、さらに事業者向け、管理者、施設の運営者向けということになるかと思うんですが、中ほどの図5のCということですね。聞くことに困っている方に対しては、コミュニケーションの方法を確認する。対応の配慮の例ということでですね、コミュニケーションの方法を確認すること。手話、筆談やその他の方法など本人のご意向に沿った方法で対応しますと、それは手話ができる方を置いていることが前提になるかと思っております。そういったことも一応管理・運営者に向けた表現っていうのは記載させていただいておりますので、ここもご確認いただければと思います。

○部会長

委員よろしいでしょうか。事務局の回答で。

○委員

舞台をつくるときにというところ、舞台の設計のところがあったと思うんですけども、何ページあたりでしたっけ。

○事務局

118 ページあたりでしょうか。

○委員

ちょっとお待ちください。磁気ループの絵がここに載っていると思うんですが。よろしいでしょうか。右側の上に磁気ループ設置のところがかっこして、手話通訳者がステージ脇にいることも考え、全体的に配置するということが書いてます。手話通訳者という言葉がここに入っていますので、先ほどおしゃったところの序章のところの 18 ページの図 5 の C のところに聞くことに困っている人に対してのところの文章の説明、先ほどお話ししていただきましたけれども、手話、筆談その他の方法などっていう風に、ご本人の意向に沿った対応をしますってここに書いてあります。でもここには手話通訳という言葉がないので、ここには手話通訳者という言葉。例えば施設の運営側としては手話通訳ができる人の配置、と舞台の設計なんかも関連して考えることができると思うので。確かに手話のできる人、手話で会話のできるレベルの人から、手話通訳のレベルの人まで幅は確かに広いんですけども、手話通訳という、手話通訳者がいるということを設計者もそこを理解して頂きたいと思うので、そこを手話通訳者は入れていただくというのが基本になります。文章の工夫が必要になるかなと思いますけどよろしく願いいたします。

○事務局

はい、事務局です。先ほどの 1 のところと設計のところと、管理・運営のところと、それから舞台のところちょっと関連づけてトータルで考えさせて頂きたいと思います。またご相談させて頂きたいと思います。またご相談させて頂けます。

○部会長

はい、よろしく願います。はいどうぞ。

○委員

序章—1 のところで A とか B とかこれ必要なんですかね。かえって見にくい。で、次めくっていただくとね、今度はイロハニっていう項目がでてくる。で、仮に 3 ページがね、ユニバーサル、こんなに読んでしまう可能性がある。これみんな失くしたらいいんじゃないんですか。ABC とかこんなあんまり意味が無いように思うんで。そういうことでございます。よろしく。

○事務局

はい、ちょっとあの使っています見出しが混乱している、考えすぎて混乱しているところがあるんですけども、ちょっと見直して後で引用したりという所もありますのでね。無いとちょっとというところも。見出しの付け方は混乱しないようにさせて頂きたいと思います。すいません。

○部会長

はい、ガイドライン自身がユニバーサルで分かりやすいものにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。時間の関係もありまして大体意見いただいているのではないかなと思うんですけども。

○委員

すいません、時間の無いところ。先ほど序章—7で障害者差別解消法の施行の表記、タイトルをどうしようかということで考えたんですけども、委員の意見も出たので、私はその序章-8の裏にDぐらいにして置いてみたらどうかと思いました。Aが、ここは視点だと思いますので、多様な利用者に対する理解、それからユニバーサルデザインへの理解、これがBですね。それからC心のバリアフリー。で、Dとして差別の観点との関わりという形で入れると、あまり前の方でもなく、観点として一つの章立てが出来るのではないかなと思いますので、検討の際に参考にして頂けたらと思います。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。では、すいませんまだありましたら後からお願いします。残ってる事務局からの説明をいただかないといけませんので。ガイドライン関係は置いていて、パブリックコメントの関連について事務局から説明をお願いします。

○事務局

ガイドラインに関するパブリックコメントということで資料5をご確認をお願いします。これは概要をざっとということになりますが、【資料5】の標題は大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案)に対する府民意見等の募集について(案)ということで、まあこれは案ということで。冒頭に福祉のまちづくり条例に基づいてそういうガイドラインっていうのを今回作りたいのでご検討いただきたいっていう趣旨を書きまして、ここの1番で募集対象項目としてガイドライン(案)ということですが、今日お示した案と併せてですね、9月の審議会の時に今日ご欠席なんです。小尾委員の方からご提案のありました、知的や精神障がいの方にもガイドライン案の内容を知っていただけるように手法が定められたと、併せて「全国手をつなぐ育成会連合会」の方で情報の提供ガイドラインというのをお作りになったという資料を頂戴しましたものですから、それをもとに序章部分をいわゆる分かりやすい日本語にちょっと修文をしまして、まだ内容が案の段階なんですけれども。それも併せてパブリックコメントの案に載せたいと。これ当然本編の中身と表現はまったく違いますので、内容については本編をごらんくださいということはきっちり書く中で、表現としてはわかりやすい日本語を用いてっていうのを、わかりやすい日本語というのが育成会さんのほうのガイドラインにルールに沿った形ということにはなるんですが、そういう資料も併せてご意見いただくのに載せときたい思っております。その内容については小尾委員とはやりとりはさせていただいております。ちょっと今日お示しできる状態になっておりませんが、ご意見いただきながらやっていきたいと考えております。その2つが意見聴取の内容ということと、参考資料として条例の施行状況、審議会で使いました資料と、条例とか規則の関係ですね、それからバリアフリー法の施行令、そういった関係のものを載せさせていただきたいと、参考資料として載せたいと。募集期間につきましては2月3日から3月2日とさせていただいております。意見の提出方法についてはホームページをご覧になっていただいて、様式を電子申請、郵便、Eメール、ファクシミリいずれかの手法でご提出いただくこととしております。先ほどもありました周知方法については極力各方面に周知するように、1月の中旬、まあ1月の然るべきときに案ができしだい、ご教授して頂きたいという風に努めていきますし、我々はもちろん委員の皆様方にもご協力いただければと思っております。以上でございます。

○委員

資料3の11のところでは視覚障がい者の点字ブロックの話してます。あれ、資料5について書いて

てありましたね。だからこういう点字ブロックについての意見を言えばいいんですよね。資料5の、それでいいですね。念のために。

○事務局

事務局です。パブリックコメントの対象に先ほどのトイレの誘導ブロックということですか。

○委員

先ほど書いてありましたな。点字ブロックの。

○事務局

意見のやり取りにつきましては、審議会、部会の資料として公表させていただく予定としておりまして、資料5はパブリックコメントそのものになりますので、今日お示した資料4、分厚いガイドラインそのものが意見を伺う対象になると。

○部会長

よろしいですか。他に何かございますか。

○事務局

すいません、1点補足させてください。パブリックコメントの点字資料でございますが、ボリュームがありますので、我々事務所などで備え付けるようにはしております。

○部会長

来ていただいて見ていただくと。

○事務局

そういうことになるかと思えます。音声で読み取れるようなテキストデータは当然ホームページ上では掲載させていただきます。

○部会長

よろしいでしょうか。資料5の説明でした。それではご意見も出尽くしたようなので、これで議論は終わりにしたいと思えますが、最後にこれだけはというものがあればお願いします。

○委員

非常に細かいことで恐縮でございます。序章—1のところ、3行目で障がい者のがいのところが、後はひらがなで表記されているんですが、このところを私はひらがなにしたい方がいいんじゃないかなと。ただ、障害者差別解消法のところはまあこれは国が決めてるんでしょうけど、漢字になっているということで。できれば私はひらがなにしたい方がいいかなとは思っております。いかがでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。これ我々も使用においては注意している所であるんですけども、法律用語でありますとか、特定のものを指す場合は漢字で表記をさせていただき、会話の中でてくるような文章の中で出てくるような場合はひらがなにさせていただいております。どちらかに統一、我々庁内のルールに沿ってさせていただいて、両方存在するというに運用上もさ

せていただいております、法律用語などはそのままさせていただきます。法律名とかそういうものは漢字を使わせて頂いていると、最低限になると思うんですけども。そういう状況でございます。

○部会長

ありがとうございます。今ご発言いただいた内容、大体そうすると多いと思うんですけども。ガイドライン自身にお断りといいますか、そのガイドラインではこうしているというのをどこか入れた方がいいんじゃないですか。

○事務局

そうですね。使用ももう一度確認しまして然るべき表現で書くようにします。

○部会長

それでは、議事終わりました、その他の項目の「昇降式ホーム柵の開発について」は、担当課から報告をお願いします。

○都市交通課

今日は貴重な時間いただきありがとうございます。それでは、次第に沿いましてご説明させていただきます。よろしくお願ひします。まず大阪府より可動式ホーム柵の府の取組みと本日この場をお借りして報告する経緯等についてご説明させて頂きたいと思ひます。大阪府では平成23年度より鉄道利用者の安全確保及び障がい者、高齢者等の移動円滑化を図るため鉄道利用者が実施します主要な既存鉄道駅の可動式ホーム柵整備事業に対しまして国およびそれから地元市町と協調して補助金を交付する要綱を作成しまして整備促進に努めてきたところです。この中で、ホーム柵は車両の踏み台位置の統一等が依然として課題となっております、その中でJR西日本さんのほうで扉枚数の異なる車両に対応できる昇降式ホーム柵の開発が平成25年に実施されてきたところです。本日は一昨年度のこの部会、本部会におきまして、同様に昇降式ホーム柵の開発を行っております東京での実証実験の結果が出ればご報告しますということで2年前にお話させていただいておりますけれども、正式な結果報告が東京の方から依然として無い中で、同様に関西、大阪のほうでJR西日本さんが昇降式ホーム柵が開発しておられるということで、その状況についてご報告させていただければとかがえておりますのでよろしくお願ひいたします。

○JR西日本

本日は昇降式ホーム柵の開発について取組み状況を説明させていただきます。それでは1ページ目、資料の昇降式ホーム柵の開発について、1枚目。昇降式ホーム柵の開発についてご報告させていただきます。2枚目。弊社はホーム上の安全対策として様々な取組みを行っていますが、平成23年度の国土交通省「ホームドアの整備促進等に関する検討会」で示されている、ホームからの転落事故や列車との接触事故をより効果的に防止することの出来るホームドアについても検討を行っています。3枚目。そのような中で、可動式ホーム柵整備における大前提として、運用列車の扉枚数及び位置が統一されていることがあります、弊社管内では様々な車種の列車を運行しており、整備できる駅の見通しが限定的となっていました。そこで整備拡大に向けての条件をクリアすべく、昇降式ホーム柵の開発を行いました。桜島駅、六甲道駅で試行運用を行い、次期設置駅として高槻駅の新設ホームに導入することが決定しています。配布資料4枚目、点字資料では2ページ目になります。開発した昇降式ホーム柵の機能を検証するため、第1ステップ

として旅客の反応・乗務員の操作性・昇降柵の基本機能の確認を車両編成が固定されている桜島駅で実施し、第2ステップとして車両数、ドア枚数が異なる線区での機能や操作性を、様々な車両編成が運行する六甲道駅で実施しました。配布資料5枚目、点字資料では3ページ目になります。開発した昇降式ホーム柵には、ポストが伸縮し、ロープが上下することによる旅客へのリスクを排除するため、様々なセンサーを搭載しています。個別に説明しますと、赤色で示す駆け込み乗車等ロープへの接触を検知するロープ近接検知センサー、青色で示す旅客等が車両とホーム柵の間に取り残されていることを検知する取り残し検知センサー、オレンジ色で示すロープ下降時の旅客の腕等の挟まれを検知するロープ収納部センサー、緑色で示すホーム柵からの旅客の乗り出しやポスト下降時の指詰め等を検知する筐体上部センサーがあります。配布資料6枚目、点字資料4ページ。それぞれのセンサーが感知した時の音声案内について説明させていただきます。ロープ近接センサー及び取り残し検知センサーが検知した場合は「ロープから離れてください、ロープから離れてください、危険ですのでその場から離れてください」、筐体上部センサー及びロープ収納部センサーが検知した場合は、「ここに手や物を置かないでください、ここに手や物を置かないでください、危険ですのでその場から離れてください」と音声案内をします。配布資料7枚目、点字資料5ページ。それぞれのセンサーが感知したときのホーム柵の動作について説明させていただきます。ロープ近接検知センサー・取り残し検知センサー・筐体上部センサーについては、ホーム柵が開く際に検知した場合は、ロープの上昇を一旦停止し、その後低速で開く機能としています。ホーム柵が閉まる際に検知した場合は、ロープの下降を即時に停止し、センサーの検知がなくなれば再下降する機能としています。ロープ収納部センサーについては、ホーム柵が開く際に検知した場合は、ロープの上昇を一旦停止し、その後低速で開く機能としています。ホーム柵が閉まる際に検知した場合は、ロープを一旦上昇させ、検知がなくなれば再び下降する機能としています。8枚目。ホーム柵の開閉状況は運転士も表示灯で確認できる仕組みとなっており、昇降式ホーム柵が完全に閉鎖された安全な状態でないと発車できない仕組みとなっています。配布資料9枚目、点字資料6ページ。ホーム柵のロープの高さについて説明させていただきます。上端ロープの高さについては、様々な防護柵類の各基準を調査したところ、900~1200mmに設定が多かったため、大人の身長と重心を考慮し1200mmで設定しています。下端ロープの高さについては満1歳児の身長と重心を考慮し500mmで設定しています。配布資料10枚目、点字資料7ページ。ホーム柵のロープの本数について、4本と5本を比較した結果、5本の場合、故意に通り返しようとした場合においても一定の効果が見られたため5本に設定しています。最後に、今回開発した昇降式ロープ柵は、運用上の様々なリスクを回避するための機能を有しており、それらが有効に機能することを確認してきました。結果、今後の導入について目処が見つかったことから、今年度、JR高槻駅新設ホームに設置することとしており、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○部会長

はいどうもありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。

○委員

ホーム柵については私たちの仲間も非常に興味をもっておりまして、やはりロープ式の場合ですね、やはり下の部分が隙間が50センチメートル空いてますので杖を使って歩いてる方とかがその先に入り込んでしまったりだとか、弱視の方とかやっぱりロープだと見え方が見えにくかったりするとか、そういうところも色々聞いている所なんですけど、今後そういうことも含めて検討していくという風なところはお考えなのかなっていう、その辺がもし伺えればと思いますんでよろ

しく願います。

○JR 西日本

開発につきましては色々なご意見を頂戴して検討しております、今後につきましても色々な検証実験というものも含めて、よりよいものにしていこうとしておりますので、色々なメーカー等々含めて検討してまいりますので、ご理解とご協力いただきたいと思います。よろしく願います。

○部会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員

あの、まあこれについては障がい者団体それぞれがちょっと不安な状況を持つてると。それからセンサーがはたらいたときにこういう言葉が発せられますよというのがちょっと気になって。ここに物を置いてはっていう、ここについていうのは視覚障がい者には分かりにくいですよ。ここについていうのはどこについてなる。どうやったら分かります。それが気になります。それとこれはとある車掌さんに聞いたんですが、全部オープンしたときに全部上に上がりますから、ホーム視認性ですね、先頭まで車両が、今度東海道線高槻のほうで付けられるということですが、重量つないでますと前方まで運転席まで重量あって、扉が一つにつき、新快速ですと30枚の扉があると。するとその扉にそれぞれお客様がおられて、そしてその視認性が非常に見えづらい状況ですと、これ使いにくいものにならないかなと。ぼく運転する側じゃないけど。乗務員の人たちの声でもちらっと聞いているので。地下鉄のような、こう開閉式っていうタイプだったらドアが開いたとしても、上に物が無くて見通しはきくわけですね。ところがこれが上に上がることによってカーブとかなったりしますとですね、カーブの駅だったりすると、視認性っていうのにちょっと不安を感じるんですが、これについてどんなご意見でしょうか。

○部会長

どうですか。時間もあまりないんですけれども。

○JR 西日本

そうですね。色々な弊社いただいた中の意見等々ですね。勘案しまして、色々な開発については、色々な声を聞きながら開発しておりますので、まあそういった意見があるのであれば、そこはきちっと開発、改良していきたいなという風に思っております。

○委員

「ここに」という表現は？

○JR 西日本

そうですね。ここについてもですね、具体的にどういう表現にするのかというのを少し確認させていただきますので。よろしく願います。

○委員

先ほどの説明で少しもれてらっしゃたのかもしれませんが、案内の方法として音声案内がありますというのはここに書いてありますよね。これを私たち聴覚障がい者はそれを音声聞こえ

ませんので、文字によるような表示であるとか、その辺りについてはこれには付いているんでしょうか。あればいいんですけれども、ないでしたら先ほど色々な意見が出てたと思いますけれども、障がい者団体の意見を求めるような方法を今後やっていただけたらありがたいという風に考えています。

○部会長

はい、ありがとうございました。これ私の方からちょっと発現させて頂きたいんですけれども、JR 西日本さんがどんな開発をトライされているか、大変意義のあることだろうと思います。ただメンバーから色々な発言がありますように、やっぱり当事者の方々の色々な意見をもっともって聞いてですね、積み上げて検証していかないと拙速にやっちゃうとまたいろんな問題も出るかもしれませんので。できましたら今日説明いただいた内容をですね、今後とも進めていく検証の話もありましたけれども、できれば一緒にそれを確認するような場面とか、色々な意見交換する場面をぜひ作って頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。これは希望なんですけど、私の立場で。簡単で結構です。

○都市交通課

今ご指摘ありましたけれども、実は今回 JR の高槻駅に付くということで、高槻市さんが中心となって JR 西日本さんとそれから高槻にあると聞いてます、高槻市の障がい者（児）連絡協議会というところに参画いただいて、実は設置の前からそういった取組み、お声を聞く場面を設けていただいていると聞いておまして、今度3月、年度末にですねようやく現場の方が完成するということですので、そのときにも現場の見学会といいますか、確認ということで行政、自治体、使って頂く方と鉄道さん一緒になって取り組んでおられると。私どもにとっても良い事例かなと思っておりますので、今後あの大阪府としても補助はしているものの、どうしても鉄道事業社さんにゆだねる部分も多くて、そういった働きかけを含めて取組みを続けていきたいなと思いますので、参考にお知らせしておきたいなと思います。

○部会長

はい、ありがとうございました。それでは時間も押してますので、ただいまの説明どうもありがとうございました。戻りまして、ガイドライン（案）の内容ですけれども、色々みなさんからご意見、検討課題等もたくさんいただきましたので。これにつきましてパブリックコメントの対象にする最終案ですけれども、事務局のみなさんと私の方で今日いただいた皆さんの部会の意見を踏まえまして、最終案をまとめていく形を取りたいと思いますが。そういう形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○部会長

どうもありがとうございます。今日はたくさん盛りだくさんな意見をいただきまして、活発な議論をすることが出来ました。ありがとうございました。